

令和2年3月2日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

I 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について	1
II 入札制度「かながわ方式」における最低制限価格率の見直しについて	10
III 神奈川県自転車活用推進計画（案）について	13
IV 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	18
V 神奈川県県営住宅条例の一部改正について	21

I 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について

1 条例の見直しについて

県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づいて見直し作業を行う。

今回、令和2年3月31日までに見直しを行う必要のある条例のうち、改正の概要について別途報告を行う神奈川県県営住宅条例を除く8条例の見直し結果を報告する。

2 条例の見直しの結果

	条例名	見直し結果
(1)	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
(2)	沿道区域の指定基準に関する条例	
(3)	相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例	
(4)	神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例	
(5)	土採取規制条例	
(6)	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	
(7)	都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例	
(8)	神奈川県建築基準条例	法令改正により防火避難規定の合理化等の措置が図られたことなどを踏まえ、本条例の規制対象の建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、規制の緩和等について改正及び運用の改善等を検討する必要がある。

3 見直し結果に基づく対応

見直しの結果、改正及び運用の改善等の検討が必要な条例は、改正等の内容の検討を行い、原則として1年以内に改正議案を議会に提出する。

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく条例の見直し結果

(1)

条例名	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	
概要	土砂の適正処理を進めるために、土砂の搬出、埋立て等について必要な事項を定めている。	
運用状況	土砂埋立行為新規許可件数 平成 26 年度 5 件 平成 27 年度 5 件 平成 28 年度 8 件 平成 29 年度 5 件 平成 30 年度 3 件	
見直し結果	必要性	土砂の不法投棄や埋め立てられた土砂の崩壊等による災害発生を防止し、土砂の適正処理を進め、県民生活の安全を確保するためには、既存の法令や市町村条例では対応に限界があり、現在でも必要な条例である。
	有効性	直近 5 年度において、大規模な土砂の不法投棄や埋め立てられた土砂の崩壊等による災害は発生しておらず、また、条例の内容はおおむね良好に遵守されており、現行の内容で有効に機能している。
	効率性	土砂の適正処理を進めるために必要な規制として、搬出は届出制、埋立ては許可制とし、事業者への指導等を行う内容となっている。条例の規定は、市町村や他県の規制状況等から見ても適正な水準を確保しており、現行の内容で効率的といえる。
	基本方針適合性	「かながわランドデザイン 第 3 期実施計画」の主要施策「112 適正処理の推進」において、条例に基づいて行われる施策である「建設発生土監視パトロールなどの実施」が位置付けられており、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	土砂の搬出の届出制、埋立ての許可制、災害防止のための土砂搬入禁止区域の指定等の県民に義務を課す規定は、土砂の適正処理を進めるために必要かつ合理的な範囲内のものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(2)

条例名	沿道区域の指定基準に関する条例	
概要	道路法第 44 条の規定に基づき、道路管理者が沿道区域を指定する場合の基準を定めている。	
運用状況	—	
見直し結果	必要性	本条例は、道路法第 44 条第 1 項の規定に基づき、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する必要な区域を沿道区域として指定する場合の基準を定めたものである。 施行（昭和 32 年 10 月 10 日）以来、区域指定の実績はないが、今後、区域指定が必要となることも想定されることから、指定のための基準を定めた本条例は必要である。
	有効性	本条例は、沿道区域を指定する場合の条件を的確に規定しており、法令の目的に照らして有効である。
	効率性	本条例で沿道区域を指定するための基準を定めることにより、法令の規定に沿った事務の遂行が可能となっており、効率的である。
	基本方針適合性	沿道区域を指定するための基準を、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するために設けることは、道路管理者として、道路法第 42 条第 1 項の責務を果たすものであり、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例に定める沿道区域を指定するための基準の内容は、憲法及び法令の範囲内であり、これらに抵触しないものである。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(3)

条例名	相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例	
概要	相模湖等において、ダムや堰（以下「ダム等」という。）の付近の水域での危険の防止を図るため、指定の水域における舟艇の運航等の行為の制限等について必要な事項を定めている。	
運用状況	平成 30 年度舟艇の運航の許可状況 45 者(1,309 隻)	
見直し結果	必要性	1 水泳、舟艇の運航等の行為の制限について ダム等の上流の水域においては、ダム等の操作により急激な水位の低下が生じ、また、下流の水域においてはダム等の操作により河水が急流となって流下するため、これらの水域における水泳や舟艇の運航等が危険であることは現在においても変わらない。 2 立入禁止について ダムや発電施設の放水口付近においては、人の立入りが危険であることは現在も変わらない。 上記 1 及び 2 により、行為の制限及び立入禁止の措置について定めている本条例は必要である。
	有効性	本条例制定以後、条例違反者を除き水難事故の発生はなく、危険防止・安全確保の観点から有効である。
	効率性	相模湖に所在する相模ダム、津久井湖に所在する城山ダム等を管理し、制限区域の実情に精通している公営企業管理者に行為許可、違反者指導の業務を委任しており、効率的なものとなっている。
	基本方針適合性	県内の特定の水域における河川利用者の危険の防止を図ることによって公共の安全を保持することを目的としたものであり、県政の基本的な方針と齟齬を来すものではない。
	適法性	県内の特定の水域における河川利用者の危険の防止を図ることによって公共の安全を保持することを目的としたものであり、憲法、法令には違反していない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(4)

条例名	神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例	
概要	公共の水域及び陸域における秩序の維持を図るため、プレジャーボートの所有者等の責務や保管場所の届出など、必要な事項を定めている。	
運用状況	平成 26 年度～30 年度 届出件数の計 117 件 (平成 14 年度～30 年度 届出件数の累計 1,716 件)	
見 直 し 結 果	必要性	国において小型船舶の保管場所の確保を義務付ける法制度が創設されておらず、新たな不法係留の発生の防止のためには、プレジャーボートの所有者等に保管場所の届出を義務付ける本条例は、現在においても必要である。
	有効性	本条例にて保管場所の届出を義務付けた結果、直近 5 年間に限っても 117 件の届出が、条例施行後の累計では 1,716 件の届出があり、新たな不法係留の発生の防止のために有効に機能している。
	効率性	本条例は、新たな不法係留の発生の防止という行政目的を達するために、プレジャーボートの所有者等に保管場所の届出という必要最小限の義務を課したものであり、効率的である。
	基本方針適合性	「かながわランドデザイン」実施計画の主要施策である「治水対策の推進」において、「不法係留対策の推進」が位置付けられており、本条例により新たな不法係留の発生の防止を行うことは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、河川法の趣旨を踏まえた内容となっており、憲法、法令に抵触するものではない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(5)

条例名	土採取規制条例	
概要	土の採取に伴う災害防止及び採取跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取の規制地域における採取計画等の届出の規定など必要な事項を定めている。	
運用状況	—	
見直し結果	必要性	本条例は、宅地造成等に必要な土の採取に伴う災害の防止等を図るため、土の採取について一定の規制を行うものである。この条例で届出が必要な土の採取の事例は、平成20年度以降はないものの、その必要性は現在でも変わらないため、本条例は必要である。
	有効性	本条例は、土の採取を行おうとする場合に、知事に計画等の届出を義務付け、知事は、届け出た者に対して、災害防止のため必要な措置を命じることなどを規定し、罰則規定などにより、義務の履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効に機能している。
	効率性	本条例は、土の採取に伴う土砂の崩壊及び流出その他の災害が発生するおそれがある地域を知事が指定し、当該地域に限って、土の採取計画の届出を義務付けるなど、必要最小限の規制で、効率的なものとなっている。
	基本方針適合性	本条例は、かながわグランドデザインの政策分野「Ⅱ安全・安心」のうち小柱「災害に強いまちづくり」に寄与するものであり、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例の規定は、県民に義務を課しているが、目的及びその内容ともに、合理的な範囲内であり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(6)

条例名	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	
概要	砂防法及び砂防法施行規程に基づく砂防指定地の管理、砂防設備占用料の徴収その他必要な事項を定めている。	
運用状況	行為許可件数 平成 26 年度 170 件 平成 27 年度 126 件 平成 28 年度 141 件 平成 29 年度 133 件 平成 30 年度 141 件	
見直し結果	必要性	本条例は、砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地の管理等を定めたものであり、災害を防止するため、砂防指定地での一定の行為を禁止、制限等する必要があることから、本条例は必要である。
	有効性	本条例は、災害を防止するため、砂防指定地において砂防設備を損壊し、又は損壊するおそれのある行為を禁止するとともに、砂防指定地内における行為制限等を規定し、罰則規定などにより、義務の履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効に機能している。
	効率性	本条例の規制内容は、砂防設備の保護及び砂防指定地の保全のため、必要最小限のものである。また、行為許可等の事務は、制限行為を行う区域を所管する土木事務所長及び治水事務所長に委任し、適正な人員・予算の範囲内で、効率的な事務執行を行っており、現在の体制で本条例は効率的に執行されている。
	基本方針適合性	本条例は、かながわグランドデザインの政策分野「Ⅱ安全・安心」のうち小柱「災害に強いまちづくり」に寄与するものであり、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づく条例として、その委任の範囲内であり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(7)

条例名	都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例	
概要	都市計画法第34条第12号の規定に基づき市街化調整区域内における開発行為の許可等について基準を定めた条例である。	
運用状況	本条例を適用した許可件数 平成26年度110件、平成27年度103件 平成28年度136件、平成29年度100件 平成30年度113件	
見直し結果	必要性	本条例は、市街化調整区域における開発行為等の許可基準として都市計画法の規定に基づき定めているもので、これまで適用実績もあり、今後も必要不可欠である。
	有効性	本条例は、市街化調整区域に係る開発行為等について開発審査会の議を経ずに定型的に処理し許可する基準を定めたものであり、手続の合理化、迅速化に資するものである。これまで定型的かつ実務実績のあるものについて条例で定めており、許可の実績も十分あるため、条例は有効に機能している。
	効率性	本条例は、都市的土地利用を抑制している市街化調整区域内における土地利用について許可しても差し支えない開発行為等を限定して認めており、建築物の立地を計画的にコントロールするものとして十分に機能している。
	基本方針適合性	本条例は、都市的土地利用を抑制している市街化調整区域内の土地利用の整序に資するものであり、「かながわグランドデザイン」の基本構想の政策分野の「(7)県土・まちづくり」の次の世代に引き継げる持続可能な県土づくりに寄与するものと認められ、県政の基本方針に適合している。
	適法性	本条例は、都市計画法の規定に基づく条例であり、その内容は法の定める範囲内であるとともに、他の自治体が制定する類似の条例で、違憲あるいは違法とする判決が出されておらず、憲法、法令に抵触しているとは認められない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(8)

条例名	神奈川県建築基準条例	
概要	建築基準法に基づき、建築物等の制限その他建築基準法の施行について必要な事項を定めている。	
運用状況	—	
見直し結果	必要性	本条例は、建築基準法に基づき、災害危険区域等を指定しているほか、同法の委任により、建築物の敷地、構造等に係る安全上、防火上及び衛生上必要な制限を付加するものであることから、必要な条例である。
	有効性	本条例は、建築物の安全確保等を図るために有効であるが、近年の法令改正により防火避難規定の合理化の措置が図られたことなどを踏まえ、本条例の規制対象の建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、規制の緩和等を検討する必要がある。
	効率性	本条例では、災害危険区域等の指定や、建築物の敷地、構造等に関する安全上、防火上又は衛生上必要な制限を規定しているが、その内容は目的を達成するために効率的なものとなっている。
	基本方針適合性	本条例で定める事項は、建築物等の安全性の確保に資するものであり、「かながわグランドデザイン」の基本構想の政策分野の「(7)県土・まちづくり」の美しく住みやすい住まい・まちづくりに寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性	本条例は、建築基準法の規定に基づく条例であり、その規定の範囲内であるとともに、他の自治体が制定する類似の条例について、違憲あるいは違法とする判決が出されていないことから、憲法、法令に抵触するものではない。
	結論	法令改正により防火避難規定の合理化等の措置が図られたことなどを踏まえ、本条例の規制対象の建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、規制の緩和等について改正及び運用の改善等を検討する必要がある。

II 入札制度「かながわ方式」における最低制限価格率の見直しについて

1 見直しの趣旨

県では、公共工事等の品質を確保するとともに、適正な利潤の確保に配慮して、県内中小建設業者等の健全育成を図るため、入札制度「かながわ方式」において、最低制限価格を設けている。

このたび、県内中小建設業者等の一層の経営の安定化を図り、災害対応力の強化、担い手の育成・確保につなげるため、最低制限価格率（最低制限価格／予定価格）について、国や政令市との均衡を図りながら見直しを行う。

2 見直しの必要性

- 国は、公共事業の品質確保や賃金の適正な確保、担い手の育成・確保につなげていくため、工事や測量業務の低入札価格調査基準（本県の最低制限価格と同様の趣旨で設定）を平成31年4月に見直し、併せて各自治体に対しても適切な見直しを行うよう要請した。
- 本県においても、担い手不足など厳しい経営環境にある県内中小建設業者が、今後も引き続き災害対応や地域のインフラ整備・維持管理等を支える役割を果たしていくためには、より一層の経営の安定化、担い手の育成・確保につながる適正利潤の確保が重要となっている。
- 激甚化、頻発化している自然災害から迅速かつ円滑な復旧・復興を図るためには、建設業者だけでなく測量・設計業者が一体となった総合力の発揮が不可欠である。

3 見直しの概要

(1) 工事

最低制限価格率の算定式について、土木工事、建築工事及び水道工事の「一般管理費等」の算入率を0.55から0.65に引き上げる。その結果、最低制限価格率は1～2%上昇することになる（算定式は参考のとおり）。

(2) 工事系委託

測量調査業務、土木設計業務について、最低制限価格率を80%から82%に引き上げる。

4 適用時期

令和2年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。
なお、適用に当たっては、事前に建設業界等へ周知を行う。

(参考)

新たな最低制限価格率 (%) の算定式

【土木工事】

$$\left[\left\{ \begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費(積上分)} \times 1.0 + \text{共通仮設費(率分)} \times 0.9 \\ & + \text{現場管理費} \times (0.8 \times \alpha + \beta)^{\ast} + \text{一般管理費等} \times 0.65 \end{aligned} \right\} \div \text{工事価格} \right] \times 100$$

 0.55 (現行)

※ α は工事規模による補正係数 (1.3~0.7)、 β は施工困難さによる補正係数 (0.04)

【建築工事】

$$\left[\left\{ \begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費(積上分)} \times 1.0 + \text{共通仮設費(率分)} \times 0.7 \\ & + \text{現場管理費} \times 0.8 \times \alpha^{\ast} + \text{一般管理費等} \times 0.65 \end{aligned} \right\} \div \text{工事価格} \right] \times 100$$

 0.55 (現行)

※ α は工事規模による補正係数 (1.2~0.7)

【水道工事】

$$\left[\left\{ \begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費(積上分)} \times 1.0 + \text{共通仮設費(率分)} \times 0.9 \\ & + \text{現場管理費} \times 0.8 \times \alpha^{\ast} + \text{一般管理費等} \times 0.65 \end{aligned} \right\} \div \text{工事価格} \right] \times 100$$

 0.55 (現行)

※ α は工事規模による補正係数 (1.2~0.7)

- 直接工事費 : 工事目的物の完成に必要な現場作業員の人件費、資材費など
- 共通仮設費 : 現場の安全対策費や建設機械の運搬費など
- 現場管理費 : 現場を管理する技術者の人件費や現場作業員の安全訓練費など
- 一般管理費等 : 本店支店の従業員の人件費や会社運営経費など
- 工事価格 : 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の総和

Ⅲ 神奈川県自転車活用推進計画（案）について

1 これまでの経過

令和元年12月 令和元年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会に
計画（素案）を報告

令和元年12月～令和2年1月

計画（素案）について県民意見募集（パブリックコメント）を実施

2 計画策定の背景と目的

自転車は、比較的近距離の日常の足として、広く利用されている。また、近年は、環境にやさしく、健康の増進に寄与し、災害時にも活用可能な乗り物として、注目されており、自転車を活用した観光振興などにも期待が寄せられている。

このような中、2017年に「自転車活用推進法」が施行され、国の自転車活用推進計画を勘案して、都道府県自転車活用推進計画を策定することが都道府県の努力義務として規定された。

「神奈川県自転車活用推進計画」は、2018年6月に国が策定した「自転車活用推進計画」を勘案して、本県の実情に応じた自転車の活用に関する施策を総合的に進める指針として定めるものである。

3 計画（案）の概要

(1) 計画期間

「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」との整合を図り、2022年度（令和4年度）までとする。

(2) 自転車活用の推進に関する目標

自転車の利用状況や自転車通行空間の整備状況、事故発生状況などの現状を踏まえ、自転車活用の推進に関する4つの目標を設定する。

ア 自転車を快適に利用できる環境の整備

自転車は都市交通を支える公共性を有するモビリティであることを踏まえ、安全で快適な自転車利用環境を整備するとともに、シェアサイクルの普及などで自転車利用を促進する。

イ 自転車活用を通じた未病改善の推進

自転車は、適度な運動強度を維持しやすく、外出することにより社会参加の機会の増加も期待できることから、自転車を活用することで健康で長生きできる神奈川を実現していく。

ウ 観光・サイクルスポーツの振興による地域の活性化

自転車による旅行やスポット巡りなどを促進し、新たな宿泊需要や飲食需要を掘り起こすとともに、サイクルスポーツのすそ野を広げ、地域の活性化を図る。

エ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車利用環境の整備や交通事故対策を推進し、交通安全意識とマナーを向上させ、自転車事故の削減を目指すとともに、災害時の自転車利用に備える取組みを進める。

(3) 実施すべき施策

自転車活用の推進に関する4つの目標の達成に向け、実施すべき17の施策を定める。

ア 自転車を快適に利用できる環境の整備

- (ア) 自転車通行空間の整備等
- (イ) 県内の連続したサイクリング環境の整備
- (ウ) シェアサイクルの普及
- (エ) 駐輪場の整備等

イ 自転車活用を通じた未病改善の推進

- (オ) 県内の連続したサイクリング環境の整備（再掲）
- (カ) サイクルツーリズム（自転車による回遊）の促進

ウ 観光・サイクルスポーツの振興による地域の活性化

- (キ) 県内の連続したサイクリング環境の整備（再掲）
- (ク) シェアサイクルの普及（再掲）
- (ケ) サイクルツーリズム（自転車による回遊）の促進（再掲）
- (コ) ナショナルサイクルルートへの指定

エ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- (サ) 自転車通行空間の整備等（再掲）
- (シ) 道路の交通事故防止対策
- (ス) 広報啓発活動の推進や自転車利用者に対する交通指導取締りの実施による自転車安全利用の促進
- (セ) 学校における自転車利用を含む安全教育
- (ソ) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務化
- (タ) 自転車の点検整備の義務化
- (チ) 災害時の自転車活用に向けた備え

(4) 計画のフォローアップ

関係部局と緊密に連携して施策の推進を図るため、関係部局で構成する連絡調整会議で取組状況などを検証するとともに、検証結果や社会情勢の変化、国の自転車活用推進計画の動向などを踏まえ、必要に応じて計画を見直す。

4 計画（素案）に係る県民意見募集（パブリックコメント）の状況

(1) 計画募集期間

令和元年12月20日（金）～令和2年1月18日（土）

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧

(3) 意見の提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

(4) 提出された意見の概要

ア 意見件数 36件

イ 意見の内訳

意見内容区分	件数
(1) 計画策定の趣旨に関する事	2件
(2) 神奈川県自転車を巡る現状及び課題に関する事	0件
(3) 自転車活用の推進に関する目標及び実施すべき施策に関する事	32件
(4) 計画のフォローアップに関する事	0件
(5) その他	2件
合計	36件

ウ 意見の反映状況

意見反映区分	件数
A 反映した意見	2件
B 既に反映している意見	14件
C 今後の参考とする意見	15件
D 反映できない意見	0件
E その他(感想、質問、他事業に関する意見等)	5件
合計	36件

エ 主な意見

A 反映した意見

- ・自転車走行空間の整備において、市町村間等での連続性を確保して欲しい。

B 既に反映している意見

- ・子供の自転車による事故が少なくなるように安全教育を進めるべき。

C 今後の参考とする意見

- ・自転車を搭載できるバス車両を100%化して欲しい。

D 反映できない意見

- ・なし。

E その他（感想、質問、他事業に関する意見等）

- ・道路交通法施行規則に定められている電動アシスト自転車の速度に応じたアシスト力の制限を廃止して欲しい。

5 素案からの変更点

県民意見募集の結果、「実施すべき施策」に次の2点を追加する。

- ・自転車走行環境の連続性を確保していくため、「自転車通行空間の整備における行政間の調整を図ること」
- ・サイクルツーリズムの促進にあたり、「行政間の調整を図ること」

6 今後の予定

令和2年3月 「神奈川県自転車活用推進計画」を策定・公表

IV 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

湘南港に整備した江の島セーリングセンターの会議室等の利用料と、大磯港で改修に取り組んでいる東岸壁の係留料を定めるため、港湾の設置及び管理等に関する条例の一部について、所要の改正を行う。

このうち、江の島セーリングセンターについては、東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技で活用された後、一般利用を開始し、セーリング競技大会の運営などに活用される予定となっていることから、新たに会議室等の利用料を定めるものである。

また、大磯港では、地域活性化の拠点となる港を目指して、これまで大型船舶のみ接岸可能だった既存の東岸壁について、プレジャーボートも接岸できるよう改修に取り組んでいることから、新たにプレジャーボートの係留料を定めるものである。

2 施設の概要

(1) 江の島セーリングセンター（湘南港）

構造：鉄骨造3階建

建築面積：527.87㎡、延床面積：999.01㎡

主な施設：（1階）艇整備庫、大会議室

（2階）会議室

（3階）海面監視室

オリンピック後の一般利用開始：令和2年10月（予定）

(2) 東岸壁（大磯港）

構造：重力式

施設延長：80mのうち改修延長26m

対象船舶：プレジャーボート2隻

供用開始：令和2年9月（予定）

3 条例改正の概要

(1) 条例改正の目的

江の島セーリングセンター（湘南港）の会議室等の利用料及び東岸壁（大磯港）の係留料について規定する。

(2) 利用料及び係留料

ア 江の島セーリングセンター（湘南港）の会議室等の利用料

会議室等の名称		面積 (㎡)	昼間料金 (1時間)	夜間料金 (1時間)
1階	艇整備庫	156.92	1,980円	2,170円
	大会議室	108.84	1,370円	1,500円
	医務室	22.93	290円	320円
2階	会議室A	90.36	1,140円	1,250円
	会議室B	30.76	390円	430円
3階	海面監視室A	28.68	360円	400円
	海面監視室B	19.78	250円	270円
	海面監視室C	21.43	270円	300円
	海面監視室D	22.28	280円	310円

イ 東岸壁（大磯港）の係留料

船長	県内在住者 (1日)	県外在住者 (1日)
6m以下	1,500円	1,840円
6m超6.5m以下	2,050円	2,490円
6.5m超7m以下	2,160円	2,590円
7m超7.5m以下	2,490円	3,030円
7.5m超8m以下	2,810円	3,360円
8m超8.5m以下	3,130円	3,800円
8.5m超9m以下	3,470円	4,120円
9m超9.5m以下	3,800円	4,560円
9.5m超10m以下	4,010円	4,780円
10m超	4,010円に10mを超える0.5mまでごとに300円を加算した額	4,780円に10mを超える0.5mまでごとに420円を加算した額

※ 利用が4時間に満たない場合の係留料は、上記の額に2分の1を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とする。

4 今後の予定

- 令和2年5月 港湾審議会への諮問
- 6月 県議会第2回定例会に条例改正議案を提出
- 9月 改正条例の施行

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 江の島セーリングセンター（湘南港）



【平面図（1階）】



【平面図（2階）】



【平面図（3階）】



2 東岸壁（大磯港）



【平面図】



V 神奈川県県営住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

県営住宅では、近年、建物の老朽化等により、応募者数が半減し、空き家が増加している。そこで、これまで対象としていなかった住宅困窮者のニーズにも対応するため、入居者資格要件の見直しに向けて、所要の改正を行う。

また、入居手続き等について、用語の整理が必要なため、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 入居者資格要件の見直し

ア 単身入居者における年齢要件の見直し

60歳以上としている単身入居者の年齢要件を廃止する。

イ 県内居住要件の見直し

県内に6か月以上住所を有するとしている居住要件を廃止する。

	現 行	改 正 後
単身年齢要件	60歳以上	廃止
県内居住要件	6か月以上	廃止

(2) 用語の整理

入居手続き等に係る用語の整理を行う。

3 今後の予定

令和2年6月 県議会第2回定例会に条例改正議案を提出

10月 改正条例の施行